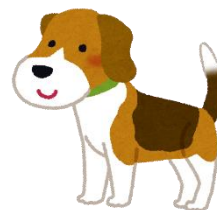


犬を飼うためのルールとマナー

最近、犬の飼い方に関する苦情が多く寄せられています。
自分たちだけではなく、まわりで生活している人のことも考え、
犬にも地域にも住みやすい環境づくりに心がけましょう。



○ 最後まで愛情と責任を持ちましょう。

大切な“家族”です。ちゃんとしつけをするとともに、健康管理や飼養環境にも注意し、亡くなるまで愛情を持って飼いましょう。また、飼い主も“親”としての自覚と責任を持ちましょう。虐待、投棄や無責任な繁殖はやめましょう。

○ 所有者を明示しておきましょう。

迷子になったときや保護されたときに、飼い主がすぐにわかるよう鑑札や狂犬病予防注射済票を首輪へ着けるとともに、首輪に飼い主の名前と電話番号をしつかり書いておきましょう。



○ つないで飼いましょう。

放し飼いは、人に危害を加えたり、交通事故に遭ったりする危険性が高くなるだけでなく、飼い主の目の届かないところで拾い食いをして「エキノコックス症」に感染する可能性もあります。

普段どんなにおとなしくて優しい犬でも、パニックに陥ると予期しないことが起きる可能性があります。放し飼いはせず、鎖などでつなぐかオリの中で飼いましょう。

また、散歩をする時も同じで、必ずリード（引き綱）をつけて散歩をしましょう。

○ フンの後始末はきちんとしましょう。

散歩時のフンの持ち帰りはもちろん、自宅の敷地内でのフンの後始末もきちんとしましょう。フンを代表とする不衛生な環境は、悪臭や虫がわくばかりでなく、いろいろな感染症を発生させる恐れがあります。ご近所への迷惑も考え、飼養環境は清潔に保ちましょう。

○ 犬の鳴き声に注意しましょう。

子犬の段階から過度に吠えないようしつけることが大事ですが、一方で、なぜ吠えるのか、犬の気持ちを考えてあげることも大切です。近所に迷惑をかけないためにも、しつけと適切な飼育をしましょう。



猫などを飼う場合も、この
「ルールとマナー」を参考に
してください！

飼い犬が人を咬んでしまったら、必ず保健所へ届け出てください

お問い合わせ先

剣淵町役場 住民課環境民生グループ
名寄保健所 生活衛生課

電話：26-9026

電話：01654-3-3121